

安全未来特定認定再生医療等委員会

# 議事録要旨

第 177 回 2 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

# 安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

## 第 177 回 第 2 部

2022 年 6 月 30 日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったので、その議事録要旨を作成する。

### 【議題】

銀座 NANA クリニック

「多血小板血漿 (Platelet-rich plasma:PRP) を用いたしわ・たるみなどの治療」  
第3種審査

## 第1 審議対象及び審議出席者

### 1 日時場所

日 時：2022 年 6 月 21 日（火曜日）第 2 部 18：55～19：15

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル

### 2 出席者

出席者：辻委員（再生医療）、高橋委員（臨床医）、角田委員（細胞培養加工）、  
井上委員（法律）、山下委員（生物統計）、中村委員（一般）

申請者：管理者 葉山 顯洋

申請施設からの参加者：医師 簡野 晃次

陪席者：(事務局) 坂口 雄治、木下 祐子

### 3 技術専門員 辻 晋作 先生

### 4 配付資料

資料受領日時 2022 年 5 月 30 日

- 再生医療等提供計画書（様式第 1）  
「審査項目：多血小板血漿 (Platelet-rich plasma:PRP) を用いたしわ・たるみなどの治療」
- 再生医療等提供基準チェックリスト  
(事前配布資料)
- 再生医療等提供計画書（様式第 1）

- ・ 再生医療等の内容を出来る限り平易な表現を用いて記載したもの
- ・ 提供施設内承認通知書類
- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- ・ 略歴及び実績
- ・ 説明文書・同意文書
- ・ 特定細胞加工物概要書
- ・ 特定細胞加工物標準書
- ・ 品質リスクマネジメントに関する書類
- ・ 個人情報取扱実施管理規定
- ・ 国内外の実施状況
- ・ 研究を記載した書類
- ・ 費用に関する書類
- ・ 特定細胞施設基準書
- ・ 特定細胞施設手順書
- ・ 細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト
- ・ 特定細胞加工物製造届書

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供基準チェックリスト
- ・ 再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・ 技術専門員による評価書

## 第2 審議進行の確認

### 1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

成立要件：

- 1 5名以上の委員が出席していること。
- 2 男性及び女性の委員がそれぞれ1名以上出席していること。
- 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
  - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
  - ロ. 医師または歯科医師
  - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者
- ニ. 一般の立場の者
- 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。

5 一般社団法人再生医療安全未来委員会と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

今回審査を行う申請者と技術専門員を紹介した。続いて、申請者に各委員の紹介をした。

- 2 井上委員から再生医療等提供基準チェックリストを項目別に読み上げるよう事務局に依頼し、個別の質問には各施設代表者様が答える形式で進めるように説明があった。
- 3 井上委員が進行をすることとした。
- 4 技術専門員からの評価書および申請者からの回答書を委員全員で確認した。

### 第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

- 辻 PRP は比較的歴史もあり、第3種であれば、そこまで危険性はありません。きちんとインフォームドコンセントを行って、満足度を測り、極力客観的な評価ができるように、少なくともデジタルカメラで撮影し、記録を残しておくようにしてください
- 辻 「衛生管理基準書」では、清浄度試験を“必要に応じて実施する”となっています。清浄度管理はどのようにしていますか。どのクラスで清浄度管理をしているのかがないと、清浄度管理をしていることになりません。平面図にある排水溝は、水が普通に流れる所ですよね。排水溝は虫が上がってくるので、清浄度管理区域内にあると、基本的には清浄度管理ができません。もし、清浄度管理区域内にあるなら、排水溝は塞がなければいけません
- 簡野 ビルの問題も絡んできますので、至急チェックします
- 辻 まず、清浄度管理区域なのか、清浄度管理区域であれば、どのような清浄度管理をしているのかを確認してください。清浄度管理をする際は、“必要に応じて”ではいけません。その点をきちんと明記してください。排水溝を塞ぐためには、下水が流れる所を完全に締めてしまえばいいので、それほど難しいことではありません
- 辻 クリーンベンチ内では何をしますか
- 簡野 PRP は、そこまでの清潔度を要求されていませんが、クリーンベンチ内でPRPを調製します
- 辻 密閉型のPRPだと思うので、実際はそこまで必要ないと思いますが、このように清浄度管理区域と書かれてしまうと、おかしい話になってしまいますので、修正した方がいいと思います
- 簡野 はい、わかりました

山下	投与後、1、3、6か月後の効果判定では、具体的にどのような検査をしますか
簡野	デジタルカメラで術前、術後の写真を撮って判定します。また、患者の満足度も測るようにします

これら具体的な質疑の他、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査もすべて行った。その後、申請者を退席させて合議を行った。合議では、井上委員が審議中に委員が意見・指摘した事項をまとめ、井上委員はあらためてそれらを他の委員に確認した。

合議後、井上委員より、その結果を施設に伝えた。

委員会として、以下の補正・追記を指示した。

- 清浄度管理区域に関する記載について、該当する書類すべてを修正する。

以上の審議の間、委員の構成に変更はなかった。

## 第4 判定

井上委員より、医療機関が上記事項を補正・追記することを前提に本提供計画を承認するという判定でよいか委員に再度確認し、委員全員が承諾した。井上委員が指名する委員2名が補正された資料をメールにて確認することとする。

### 1.各委員の意見

- (1) 承認 6名
- (2) 否認 0名

### 2. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上

## 第5 補正資料の確認

6月29日：医療機関よりメールにて補正資料提出

同日：事務局より辻委員、井上委員へ補正資料をメールにて送信、内容確認を依頼

6月30日：両委員より資料が最終的に正しく補正されたことを確認したと事務局へメールにて返信